

税金

市外局番は(098)です

令和3年2月1日より、内線番号が3ケタから4ケタへ変更となります。市民の皆さまへはお手数をおかけしますが、改めてお問い合わせをお願いいたします。

市税のしくみ

問 税務課市民税係 ☎893-4411 (内線225~228)

宜野湾市の市税の種類

宜野湾市の市税の種類は、次の5種類の税があります。

- 1. 市民税
 - 2. 固定資産税
 - 3. 軽自動車税(環境性能割・種別割)
 - 4. 市たばこ税
 - 5. 入湯税
- 個人市民税(市県民税)
法人市民税

市民税は、個人市民税・法人市民税に分かれ、個人市民税は、県民税と一緒に市県民税として徴収し、その中の県民税を県へ支払っております。

■ 次の方は市県民税がかかります。

1月1日現在、宜野湾市に住んでいて、前年中に所得のあった方
※市内に店舗や家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者(均等割のみ)

■ 次の方は市県民税がかかりません。

- ①均等割も所得割もかからない方
(ア)生活保護によって生活扶助を受けている方
(イ)障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の所得が125万円(令和3年度以降は135万円)以下だった方
- ②均等割がかからない方
前年中の合計所得金額が市税条例で定める金額以下の方
- ③所得割がかからない方
前年中の総所得金額が市税条例で定める金額以下の方

市県民税の申告

前年中に給与、事業等の所得があった方は3月15日までに申告をしなければなりません。

※給与所得だけの方で、勤務先(会社等)から1月末日までに給与支払報告書を提出された方や税務署へ所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。

市県民税の納付方法

問 納税課 ☎893-4411(内線246)

市県民税の納付方法は次の2通りです。

- 普通徴収…市から送られた納税通知書によって直接金融機関または、コンビニで納めます。

※コンビニで納付できるのは、バーコード印字がされている納付書で、納付期限内のものに限ります。

- 特別徴収…勤務先(会社等)で給料から差し引いて納めます。

法人市民税

会社等にかかる市民税のことをいいます。均等割額と法人税割額を決算期後2カ月以内に自主申告していただき、同時に納付していただきます。

※均等割額は、会社の資本金、従業員数によって算出します。
※法人税割額は、法人税額(国税)によって算出します。

軽自動車税(種別割)

問 税務課税制係 ☎893-4411(内線221~223)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)に対してかかる税です。毎年4月1日(賦課期日)現在、市内で軽自動車等を所有する人に課税されます。

税率

■ 原付、軽2輪及び2輪の小型自動車、小型特殊自動車

区分	税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽2輪(125cc超250cc以下)	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円

税金

軽自動車

区分	平成27年4月1日以降に 初年度検査を受けた軽自動車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車		
	①標準税率	②グリーン化特例(軽課) (取得の翌年度分に限る。)			右記 (経年車) 以外のもの	③経年車重課 (初度検査 から13年超 の経年車)	
		概ね75% 軽減(※1)	概ね50% 軽減(※2)	概ね25% 軽減(※3)			
四輪以上のもの 〔 家用 〕	乗用のもの	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
	貨物用のもの	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
四輪以上のもの 〔 営業用 〕	乗用のもの	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
	貨物用のもの	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
3輪のもの		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

①標準税率

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから標準税率が適用されます。

②グリーン化特例(軽課)

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪車等(3輪以上の軽自動車)の税額を(令和2年度のみ)軽減することになります。令和3年度以降は、この限りではありません。

※1 電気自動車等

※2 乗 用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつR2年度燃費基準+30%達成車
貨物用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつR2年度燃費基準+35%達成車

※3 乗 用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつR2年度燃費基準+10%達成車
貨物用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつR2年度燃費基準+15%達成車

③経年車重課

最初の新規検査(初度検査年月)から13年を経過した軽4輪車等について、重課税率が適用されます。(初度検査年月は「自動車検査証」にて確認できます。)

¥

税金

申告場所

軽自動車等を取得した場合は15日以内に廃車等は30日以内に下記の場所へ届け出てください。

原動機付自転車(125cc以下のオートバイ)、ミニカー、小型特殊自動車	宜野湾市役所税務課 ☎893-4411 (内線221~223)
125cc超のオートバイ(軽2輪・2輪の小型自動車)	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎050-5540-2091
3輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 沖縄事務所 ☎050-3816-3126

市役所での申告に必要なもの

種別	手続きに必要なもの
新規	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡証明書、廃車証明書、販売証明書のうち、いずれか1つ 印鑑 ・ 自賠責保険証明書 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 ・ 新・旧両名義人の印鑑 自賠責保険証明書 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 市外転出の場合 <ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 ・ 印鑑 ・ ナンバープレート 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等) 市内住所変更 <ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 ・ 印鑑 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)

種別	手続きに必要なもの
抹消	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 ・ 印鑑 ・ ナンバープレート 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)

※注意…未成年者の場合は、申請書の右下にある親権者の同意書の記入・押印が必要です。

軽自動車税(種別割)の減免

■対象となる軽自動車等

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳を所持する者(以下、手帳所持者と記載)が所有する軽自動車等または手帳所持者と生計を一にする者が所有する軽自動車等。手帳所持者本人が運転または手帳所持者のために使用することが条件となります。

申請期限は、毎年納期限までとなります。

■手続きに必要なもの

身体障害者手帳等、減免申請書、印鑑(認印可)、運転される方の運転免許証、車検証、軽自動車税納税通知書

納期

軽自動車税(種別割)の納期は5月31日(ただし、31日が土曜日・日曜日の場合は翌営業日)までとなります。

*軽自動車税(種別割)には、自動車税とは異なり月割課税制度はなく、4月2日以降に廃車や名義変更等をしても当該年度分の税金は全額納めていただくことになります。

税務課で受け付けする届け出

次の場合には届け出をしてください。

- 法人の事業の開始、変更、廃止等のとき(個人事業を除く)
- 住民税の納税義務者が賦課期日(その年の1月1日)以降にお亡くなりになられた場合は、税務課へ相続人代表者指定届書の提出をお願いします。

税務関係証明書

問 税務課税係 ☎893-4411(内線221~223)
納税課 ☎893-4411(内線255~257)

区分	手数料	請求窓口
所得関係		
所得課税証明 1件につき	300円	税務課 (内線 221~223)
扶養証明	300円	
営業証明	300円	
その他所得関係証明	300円	
資産関係(物件5件以内1枚)		
資産証明 1枚につき	300円	税務課 (内線 221~223)
評価証明	300円	
公課証明	300円	
無資産証明	300円	
住宅用家屋証明	1,300円	
その他資産関係証明	300円	
納税関係		
納税証明 1件につき	300円	納税課 (内線 255~257)
滞納のない証明(完納証明)	300円	
車検用納税証明書(軽自動車税)	無料	

各種税務証明の請求について

納税義務者等の情報を保護するために、証明請求者の本人確認を行っております。

- ①納税者本人が請求する場合**
納税義務者本人を確認できる書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、納税通知書等)
- ②法律で規定された者が請求する場合(借地、借家人等)**
借地、借家人等法律で規定されたものであることの証明できる書類(賃貸契約書等)及び借地、借家人等の本人を確認できる書類
- ③代理人が請求する場合**
納税義務者からの委任状と代理人本人を確認できる書類

固定資産税

問 税務課 ☎893-4411(内線229・231)

課税される人

毎年1月1日現在、宜野湾市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

固定資産税の税率

土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に対して1.4%となります。

課税されない固定資産(免税点)

課税標準額の合計が、土地は30万円未満、家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満の場合は課税されません。

固定資産に関する届け出

各種届け出、申告の際には、必ず印鑑をお持ちください。また、届け出によっては、添付書類が必要ですので税務課に問い合わせてください。

- ①納税管理人の申告**
固定資産税を納める義務のある方が市外に転出するときは、本人にかわり納税をする納税管理人を設定する必要があります。
- ②相続人代表者指定届**
固定資産税の納税義務者が死亡した場合には、相続人の中から納税される方を代表者として届け出てください。
- ③家屋所有者名義変更**
登記されていない家屋が、売買、贈与、相続等で所有者が変わったときには、届け出が必要です。
- ④家屋の滅失申告**
家屋を取り壊したときは申告が必要です。なお、登記されている家屋の場合には法務局への滅失登記の手続きも必要です。
- ⑤家屋の新築、増築申告**
家屋を新築、増築した場合には、法務局への登記申請が義務付けられています。なお、都合で登記が遅れる場合には、家屋申告書を提出してください。
- ⑥住宅用地の申告**
新たに住宅用地となった場合(地目変更等)には、住宅用地の特例(評価の1/6、1/3課税の特例)の対象になります。また、住宅の増改築、取り壊し等で土地の利用状況が変わったときにも申告してください。
- ⑦固定資産税の減免申請(宜野湾市固定資産税の減免取扱要綱)**
 - (ア) 貧困減免…貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - (イ) 公益減免…公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
 - (ウ) 災害減免…市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
 - (エ) その他減免…公益上の事由により特に必要があると認められるもの

¥

税金

市税等の納期

問 納税課 ☎893-4411(内線255~257)

市税等の納期をホームページにて公開しています。詳しくは右記QRコードをご覧ください。

